

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年1月6日（平成28年（行情）諮問第5号）

答申日：平成28年6月30日（平成28年度（行情）答申第166号）

事件名：特定日に大阪入国管理局が大阪市保健所から受けた立入検査における報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定日に大阪入国管理局が大阪市保健所から受けた立入検査における報告書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年7月31日付け管阪総第613号により大阪入国管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示の部分があることに対して不服を申し立てる。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア ページ1 医師および看護婦は入管の職員であり、彼らの氏名を、伏せる法律上正当な理由はない。

イ ページ2以降の「当局からの説明状況」は完全に不開示であるが、不開示にする法律上正当な理由がない。

ウ 同様に、総務課長氏が作成した事務連絡および電話記録書も不開示にする法律上正当な理由がない。

法によれば、不開示にできる情報は、

- 1 個人情報である場合
- 2 国等の機関を除く第三者団体、個人の情報で競争上の地位を脅かす情報
- 3 公にしないとの条件で任意に提供された情報でありかつ、公表しないことが合理的な情報
- 4 公にすることにより、国の安全や他国若しくは国際機関との信頼関係を損うおそれのある情報

- 5 犯罪の予防などに支障を及ぼすおそれがある情報
- 6 国の機関などの審議などに関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれなどのある情報
- 7 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

などである。入管の医師の業務は、上のうち7に該当すると思われる。しかし、医師の診療体制は、イの「監査，検査，取締り，試験又は租税」にも該当しないし、ロの「財産上の利益」にも関係しないし、ハの「調査研究」でもない。また、「人事」にも関係するとは考え難く、また収容場に併設された診療所は「経営する事業」でもなからう。

犯罪とも関係ないし国際関係とも関係がない。あるとすれば、劣悪な医療が露見して国連の人権機関から是正勧告を受けることを入管が危惧している程度のことであろう。保身と公益を混同している。

また、法7条は「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。入管収容中に死亡事故が多発している現下の状況において、市民が入管の医療に対して危惧を抱き、その検証を求めるのは当然かつ高い公益性を有している。

このように意味のある部分をほぼ完全に不開示とすることは、法の理

念や、隠匿されている情報について推察される性格から考えても法律によって正当化されない。

(2) 意見書

入管側は、情報がさまざまに悪用される可能性があるからとして、情報不開示が相当であると述べています。例えば、「本件立入検査における大阪市保健所の検査の着眼点や検査の手法等が明らかとなり、今後立入検査を受ける機関が法令違反の事実を隠ぺいする可能性が高まるなど、検査当局である大阪市保健所における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある」などです。

課題は、審査請求人からすれば非常に小さな懸念を誇大に主張することで情報を開示しないことによるメリットと、同様の情報を開示することのメリット、すなわち国民に対して国の機関がどのように行政行為を行っているかを開示し、その検証の機会を提供することのメリットのどちらを、委員会が重視するかではないかと思えます。

入管の主張であれば、微細な懸念を列挙すれば、自らの行為を国民の目から隠すことができることになるでしょう。

入管に対する情報開示請求とは別に大阪市にも同様の情報開示請求をしたところ、別紙（略）のように回答を得ました。隠されているのは医師の氏名だけです。大阪市は、積極的に情報を開示し、自らの行政行為の検証の機会を市民に提供しようという思想を有しているのでしょう。

情報公開・個人情報保護審査委員会諸氏のご賢察をお仰ぐ次第です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件経緯

ア 審査請求人は、処分庁に対し、平成27年7月1日、法の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「特定月に大阪市保健所の訪問申入れを受けて、大阪局内及び本省入管局と協議した内容を記録した文書、りん議書、指示書など。また、保健所との面談のために準備した書面、面談の記録、局内又は本省に提示した報告書」として、行政文書開示請求を行った。

イ 当該開示請求に対し、処分庁は以下の（ア）及び（イ）のとおり、開示又は不開示の決定を行った。

（ア）平成27年7月31日付け管阪総第613号（原処分）

開示請求に係る行政文書のうち、「特定日に大阪入国管理局が大阪市保健所から受けた立入検査における報告書」（本件対象文書）について、次の情報が記録されている部分を不開示とし、その余の部分については開示とする旨の部分開示決定をした。

- a 当局医師，看護師及び大阪市保健所職員の姓等が記録されており，これらは特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり，法5条1号に規定する不開示情報に該当することから，当該情報が記録されている部分
- b 当局職員の意見が記録されており，公にすることにより，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり，法5条5号に該当し，その結果として，当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条6号に該当することから，当該情報が記録されている部分
- c 当局が立入検査を受けることとなった経緯，立入検査の具体的内容及び当局診療室における診療状況が記録されており，公にすることにより，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条6号に該当することから，当該情報が記録されている部分

(イ) 平成27年7月31日付け管阪総第614号

開示請求に係る行政文書のうち「特定日に大阪入国管理局が大阪市保健所から受けた立入検査における法務省入国管理局との協議内容を記録した文書，りん議書及び指示書」について，当該行政文書を作成しておらず，保有していないため，不開示とする決定をした。

ウ 本件は，このうち，上記イ（ア）の部分開示決定について，平成27年9月6日，諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書に記載のとおりであるが，大意以下の点を主張し，原処分を取り消す裁決を求めている。

ア 対象文書の1枚目に記録された大阪入国管理局診療室の医師及び看護師は当局の職員であることから，これらの氏名を不開示とする法律上正当な理由はない。

イ 対象文書の2枚目以降に記録された「当局からの説明状況」が完全に不開示とされているところ，当該情報を不開示とする法律上正当な理由はない。

ウ 大阪入国管理局総務課長が作成した事務連絡及び同局総務課長補佐が作成した電話記録書を不開示とする法律上正当な理由はない。

エ 大阪入国管理局診療室の医師の業務に係る情報は，法5条6号の不開示情報に該当するとしたものと思われるところ，医師の診療体制は，同号イからホまでのいずれにも該当しない。また，医師の診療体制は犯罪や国際関係とも関係がない。

オ 法7条は「行政機関の長は，開示請求に係る行政文書に不開示情

報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定しているところ、市民が当局の医療に対して危惧を抱き、その検証を求めるのは当然かつ高い公益性を有している。

カ 原処分のように意味のある部分をほぼ完全に不開示とすることは、法の理念や、不開示とされている情報について推察される性格から考えても法律によって正当化されない。

(3) 制度・枠組み

ア 被收容者

(ア) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）24条に定める退去強制事由に該当する外国人に対しては、退去強制手続がとられ、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣への異議の申出に対する裁決を経て退去強制令書が発付され、本邦の領域外に退去強制される。

(イ) 被收容者とは、次のa及びbの外国人をいう。

a 退去強制事由該当容疑により、收容令書の発付を受け、入国者收容所、地方入国管理局に設けられた收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所に收容されている外国人

b 退去強制令書の発付を受け、送還可能のときまで、入国者收容所、地方入国管理局に設けられた收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所に收容されている外国人

イ 被收容者処遇規則

被收容者処遇規則（昭和56年法務省令第59号。以下「処遇規則」という。）は、入管法61条の7第6項の規定に基づき、被收容者の処遇について定めているものである。

ウ 被收容者の診療について

被收容者の診療については、処遇規則30条1項において、「所長等は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」と規定されており、入国者收容所又は地方入国管理局に設けられた收容場（以下「入国者收容所等」という。）に常駐する医師による適切な診療が行われている。医師が常駐していない入国者收容所等においては、り病又は負傷した被收容者を必要に応じて外部の医療施設に連れて行くなどして診療を受けさせ、医師が常駐している入国者收容所等においても、当該医師の専門又は設備等の制約により、当該

医師又は施設では十分な対応ができない疾病等の診療については、外部の医療施設に連れて行くなどして専門医による診療を受けさせており、費用は国が負担している。

また、被收容者の処遇に当たる職員は、常時、被收容者の健康状態の把握に努める一方、急を要する場合は、昼夜を問わず、職員による病院連行や救急車による搬送等の即応体制をとっている。

さらに、被收容者が自費で外部の医師による診療を求める場合には、入国者收容所長又は地方入国管理局長は、入国者收容所等に常駐する医師等の助言及び指導を受けて、その必要があれば処遇規則40条に基づき入国警備官の看守の下に外出を許可し、専門医の診療を受けさせることとしている。

エ 仮放免

仮放免とは、入管法54条に基づき、被收容者について、本人若しくは一定の関係人の請求により又は職権で、保証金を納付させ、かつ、必要な条件を付して、一時的に收容を停止し身柄の拘束を仮に解く措置である。

なお、その許否に当たっては、

(ア) 仮放免請求の理由及びその証拠

(イ) 被收容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態

(ウ) 被收容者の家族状況

(エ) 被收容者の收容期間

(オ) 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被收容者との関係及び引受け熱意

(カ) 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無

などが被收容者ごとに総合的に考慮・勘案した上で決定されている。

(4) 諮問庁の考え方

本件対象文書について、原処分において不開示とした部分のうち、別表1に記載の部分については新たに開示することとするが、その余の部分については不開示を維持する。

不開示を維持する部分について、その理由は次のとおりである。

ア 当局医師及び看護師の姓等に係る情報

(ア) 審査請求人は、大阪入国管理局診療室の医師及び看護師は当局の職員であることから、氏名を開示すべきである旨主張する（前記(2)ア)ので、その氏名の不開示情報該当性を検討する。

(イ) 大阪入国管理局診療室の医師及び看護師は、常勤又は非常勤の公務員であるところ、各行政機関における公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月各府省情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」

という。)によれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き公にするものとされている。申合せにいう特段の支障の生ずるおそれのある場合とは、氏名を公にすることにより法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合とされている。

入国者収容所等の診療施設内の医師及び看護師は、被収容者の診療業務に従事しているところ、被収容者の仮放免許可の許否判断においては被収容者の健康状態を含めた個別の事情が総合的に考慮・勘案されていることから、大阪入国管理局診療室の医師及び看護師の氏名を公にした場合、仮放免に都合の良い診療結果が得られなかったこと等を理由に被収容者、被収容者の家族及びその関係者等から逆恨みを受け、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性がある。よって、大阪入国管理局診療室の医師及び看護師の氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

なお、医療法(昭和23年法律第205号)14条の2の規定により、病院又は診療所の管理者は診療に従事する医師の氏名を当該病院又は診療所の見やすい場所に掲示するよう義務付けられているが、当局における収容施設については、医療法施行令(昭和23年政令第326号)3条2項により上記規定が適用されないため、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報」には該当しない。

(ウ)したがって、大阪入国管理局診療室の医師及び看護師の氏名は、法5条1号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

イ 当局職員の意見に係る情報(法5条5号及び6号)

本件対象文書には、当局職員それぞれの立場から自由に述べられた意見や指示事項が記録されているところ、これらは当局内部における検討又は協議に係る情報であり、これらの情報が公になった場合、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果として、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び同条6号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

ウ 当局が立入検査を受けることとなった経緯、立入検査の具体的内容

及び当局診療室における診療状況（法5条6号）

（ア）本件対象文書には、当局が大阪市保健所職員による立入検査を受けることとなった経緯、立入検査における具体的説明内容ややり取り及び当局診療室における診療状況が詳細に記録されているところ、これらの情報が公にされることになれば、本件立入検査における大阪市保健所の検査の着眼点や検査の手法等が明らかとなり、今後立入検査を受ける他の機関が法令違反の事実を隠ぺいする可能性が高まるなど、検査当局である大阪市保健所における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報を公にすることにより、大阪市保健所における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当する。

（イ）また、被収容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、更なる環境整備を図り、被収容者の処遇改善に努めているところ、立入検査における具体的説明内容ややり取りには、当局診療室における診療状況について率直に述べられた内容が含まれており、これらの情報が公になった場合、被収容者の処遇の体制や当局診療室の具体的な診療状況及び診療体制に対する当局の認識や考え方が明らかとなり、被収容者等から過剰な要望が噴出するおそれや、要望を通すための騒じょう事案等が生じるなど、当局の被収容者に対する適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

したがって、これらの情報については、不開示を維持することが相当である。

エ 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示をすべきである旨主張するようであるが（前記（2）オ）、同条に規定する裁量的開示とは、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要と認めるときは、これを開示することができるとするものである。その判断は、当該不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められるかどうかによって行われる。

本件においては、審査請求人の主張を勘案しても、本件不開示情報を開示することに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

（5）結論

以上のとおりであるから、部分開示とした原処分のうち、別表1に記載の部分については新たに開示することとするが、その余の部分について、本件審査請求は理由がないので、原処分を維持することが相当である。

2 補充理由説明書

本件諮問事件に関し、諮問庁は、理由説明書（上記1）において、原処分の妥当性について説明したところであるが、更に以下のとおり補充して説明する。

(1) 新たに開示することとする部分

本件対象文書のうち、

ア 1枚目「総務課長」決裁コメント1行1文字目から3文字目まで及び6文字目から8文字目まで

イ 1枚目「総務課長」決裁コメント2行目から5行目まで

ウ 52枚目「次長」決裁コメントの不開示とした全ての部分

エ 52枚目「総務課長」決裁コメントの不開示とした全ての部分

オ 52枚目36行目

カ 53枚目35行目

については、法5条5号及び6号柱書きにより不開示としていたが、改めて検討したところ、不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(2) 本件対象文書の不開示を維持する部分ごとの不開示とする内容及び適用号について

本件対象文書について、不開示を維持する部分ごとの不開示とする内容及び法5条の適用号は別表2のとおりである。

(3) 本件対象文書の52枚目及び53枚目の行政文書に記録された当局職員の意見に係る情報について

本件対象文書52枚目及び53枚目は、大阪入国管理局総務課長から法務省入国管理局警備課補佐官宛て事務連絡（本件対象文書54枚目）に至るまでの、当局内部の意思形成過程が記録されており、当局内部の検討の結果として、どのような変更ないし修正がなされたかが明らかとなる文書である。

このような案の段階の未成熟な書面は、将来にわたって公にしないことを前提に、加除訂正を行って完成させるものであるところ、意思形成過程の途中段階にある意見交換状況等が記録された文書を一部でも公にすることとなれば、今後、当局内部における検討又は協議を行う際に、自己が起案又は加除訂正した文書中のささいな文言の乱れや指示事項等に対するいわれのない誹謗中傷等を憂慮し、職員が意見の内容を抑制してしまい、その結果として、審議の対象となる事柄について適切妥当な

結論を得ることが妨げられる事態が生じるなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その場合、当局事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 法5条6号イ該当性に係る主張について

本件対象文書の不開示を維持する部分のうち、当局が立入検査を受けることとなった経緯、立入検査の具体的内容及び当局診療室における診療状況については、改めて検討したところ、理由説明書（上記1）（4）ウ（イ）のとおり法5条6号柱書きに該当することが明らかであることから、同号イ該当性を問題にせずとも、不開示とされるべきであるので、同号イ該当性に関する主張は撤回することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年2月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月25日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月23日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年6月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定日に大阪入国管理局（以下「本件入管局」という。）が大阪市保健所（以下「本件保健所」という。）から受けた立入検査（以下「本件立入検査」という。）における報告書であり、処分庁は、その一部について、法5条1号、5号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、別表1及び上記第3の2（1）に記載する部分について新たに開示としているものの、その余の不開示部分については、不開示を維持することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該不開示を維持する部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

諮問庁は、不開示維持部分には、①本件入管局の医師及び看護師の姓等に係る情報、②本件入管局職員の意見に係る情報並びに③本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯、本件立入検査の具体的内容及び本件入管局診療室（以下「本件診療室」という。）における診療状況が、別

表2のとおり、それぞれ記録されているとし、当該情報等ごとに不開示理由を説明していることから、当該情報等が記録されている部分ごとに検討する。

(1) 本件入管局の医師及び看護師の姓等に係る情報

ア 諮問庁の説明

(ア) 本件診療室の医師及び看護師（以下「本件医師等」という。）は、常勤又は非常勤の公務員であり、被收容者の診療業務に従事しているところ、被收容者の仮放免許可の許否判断においては被收容者の健康状態を含めた個別の事情が総合的に考慮・勘案されていることから、本件医師等の氏名を公にした場合、仮放免に都合の良い診療結果が得られなかったこと等を理由に被收容者、被收容者の家族及びその関係者等から逆恨みを受け、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性がある。よって、本件医師等の氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

(イ) なお、医療法14条の2の規定により、病院又は診療所の管理者は診療に従事する医師の氏名を当該病院又は診療所の見やすい場所に掲示するよう義務付けられているが、本件入管局における收容施設については、医療法施行令3条2項により上記規定が適用されないため、法5条1号イには該当しない。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示維持部分は、①本件対象文書の1枚目の各不開示維持部分及び②51枚目の全部であり、①には本件医師等の姓が、②には全体にわたって①の医師に係る情報が、それぞれ記録されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、法5条1号本文前段の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

本件医師等は常勤又は非常勤の公務員であるところ、本件対象文書に記録されている本件診療室に関する説明等によると、本件医師等が被收容者の仮放免の許否判断等、被收容者の処遇に密接に関わっていることをうかがうことができる。

そうすると、本件医師等の氏名を公にした場合、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があるとして、当該氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当するとの諮問庁の説明は首肯でき、その外、当該不開示維持部分が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報とみるべき事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

(ウ) 次に、法6条2項について検討すると、本件対象文書のうち1枚目の不開示維持部分は、特定の個人を識別することができる記述である本件医師等の姓であり、51枚目の不開示維持部分も、当該情報の内容等から、その一部でも公にすると、特定の個人を識別することができる可能性を否定できないことから、いずれも同項の部分開示はできない。

(エ) したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件入管局職員の意見に係る情報

ア 諮問庁の説明

(ア) 本件対象文書には、本件入管局職員それぞれの立場から自由に述べられた意見や指示事項が記録されているところ、これらは本件入管局内部における検討又は協議に係る情報であり、これらの情報が公になった場合、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果として、本件入管局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

(イ) さらに、本件対象文書52枚目及び53枚目は、本件入管局総務課長から法務省入国管理局警備課補佐官宛て事務連絡（本件対象文書54枚目）に至るまでの、当局内部の意思形成過程が記録されており、当局内部の検討の結果として、どのような変更ないし修正がなされたかが明らかとなる文書である。

このような案の段階の未成熟な書面は、将来にわたって公にしないことを前提に、加除訂正を行って完成させるものであるところ、意思形成過程の途中段階にある意見交換状況等が記録された文書を一部でも公にすることとなれば、今後、当局内部における検討又は協議を行う際に、自己が起案又は加除訂正した文書中のささいな文言の乱れや指示事項等に対するいわれのない誹謗中傷等を憂慮し、職員が意見の内容を抑制してしまい、その結果として、審議の対象となる事柄について適切妥当な結論を得ることが妨げられる事態が生じるなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その場合、当局事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 検討

- (ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示維持部分は、本件立入検査の結果について、本件入管局から法務省入国管理局に報告をした文書（本件対象文書の54枚目）の案として作成された文書（同52枚目及び53枚目）のうち、具体的な報告内容等の案が記述された部分であると認められる。
- (イ) 当該文書は、本省への報告案として記述された文章に対し、手書きによる加除訂正等が行われているなど、諮問庁が説明するとおり、本件入管局内部の意思形成過程の途中段階にある意見交換状況等が記録された文書であると認められる。
- (ウ) そうすると、当該不開示維持部分は、本件入管局内部における検討又は協議に係る情報といえ、これらの情報が公になった場合、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等して、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (3) 本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯、本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況

ア 諮問庁の説明

当該不開示維持部分には、本件入管局が本件保健所職員による立入検査を受けることとなった経緯、立入検査における具体的説明内容ややり取り及び本件診療室における診療状況が詳細に記録されているところ、これらの情報が公になった場合、被収容者の処遇の体制や本件診療室の具体的な診療状況及び診療体制に対する本件入管局の認識や考え方が明らかとなり、被収容者等から過剰な要望が噴出するおそれや、要望を通すための騒じょう事案等が生じるなど、本件入管局の被収容者に対する適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

- (ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示維持部分には、本件立入検査において、本件入管局が本件保健所に対して行った具体的な説明の内容ややり取りの状況等が具体的かつ詳細に記録されており、これらの情報から、被収容者の処遇の体制や本件診療室の具体的な診療状況及び診療体制に対する本件入管局の認識や考え方が明らかになると認められる。
- (イ) そうすると、これらの情報が公になった場合、被収容者等から過剰な要望が噴出するおそれや、要望を通すための騒じょう事案等が生じるなどとする諮問庁の説明は首肯でき、本件入管局の被収容者

に対する適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、大阪市にも同様の情報開示請求をしたとして、大阪市から開示されたとする文書を示した上で、同文書においては医師の氏名以外は開示された旨を主張するが、大阪市から開示されたとする文書は、大阪市において作成された文書とみられ、処分庁が作成した本件対象文書とは、その性格を異にするものであり、直ちにこれと同様の取扱いをしなければならないものではない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別表 1（新たに開示する部分）

枚目	新たに開示する部分
1	「2 来局者」の項の 1 行 1 4 文字目及び 1 5 文字目並びに 2 行 1 文字目及び 2 文字目
5 5	3 行 1 6 文字目及び 1 7 文字目

別表 2 (不開示維持部分)

枚目	不開示とする部分	不開示とする内容の要旨	適用号
1	「総務課長」決裁コメント 1 行 4 文字目から 5 文字目まで	本件入管局医師及び看護師の姓に係る情報	1 号
	8 行 2 3 文字目から 2 4 文字目まで		
	「3 対応者」の項の 3 行 7 文字目から 8 文字目まで		
	「3 対応者」の項の 4 行 3 文字目から 4 文字目まで		
2	3 行目から 3 0 行目まで	本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯, 本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	6 号柱書き
3	1 行目から 8 行目まで	同上	同上
	1 0 行目から 3 0 行目まで	同上	同上
4	1 行目から 1 8 行目まで	同上	同上
	2 0 行目から 3 0 行目まで	同上	同上
5	1 行目から 2 行目まで	同上	同上
4 0	全ての部分	同上	同上
5 1	全ての部分	本件入管局医師に係る情報	1 号
5 2	6 行目から 1 3 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報並びに本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯, 本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	5 号及び 6 号柱書き
	1 6 行目から 2 0 行目まで	同上	同上
	2 2 行目から 2 4 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報	同上
	2 6 行目から 3 4 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報並びに本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯, 本件立入検査	同上

		査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	
5 3	6 行目から 1 2 行目まで	同上	同上
	9 行目から 1 1 行目までの部分右側の不開示とした部分	本件入管局職員の意見に係る情報	同上
	1 3 行目から 1 4 行目までの不開示とした部分（2 か所）	同上	同上
	1 5 行目から 1 8 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報並びに本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯，本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	同上
	2 0 行目から 2 3 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報	同上
	2 5 行目から 3 3 行目まで	本件入管局職員の意見に係る情報並びに本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯，本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	同上
5 4	6 行目から 8 行 2 0 文字目まで	本件入管局が本件立入検査を受けることとなった経緯，本件立入検査の具体的内容及び本件診療室における診療状況に係る情報	6 号柱書き
	1 5 行目から 1 8 行目まで	同上	同上
	2 9 行目から 3 0 行目まで	同上	同上
5 5	8 行目から 1 3 行目まで	同上	同上